

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和2年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 87,765千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 809,213千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	老人福祉	55,993	0	8,656	47,337	36,365
	障害者福祉	259,723	113,935	65,963	79,825	50,000
	児童福祉	493,497	255,910	119,682	117,905	1,400
合 計		<b>809,213</b>	369,845	194,301	245,067	<b>87,765</b>